

京都ひまわり園
指定居宅サービス重要事項説明書
訪問介護
介護予防(日常生活支援第一号訪問事業)

社会福祉法人 秀孝会

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 第2672900046号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 利用料金表（訪問介護）	5
4. 利用料金表（介護予防（日常生活支援第一号訪問介護）	6

事業者

法人名 社会福祉法人 秀孝会
法人所在地 京都府八幡市八幡清水井31番地
電話番号 075-983-8111
代表者氏名 理事長 稲葉 裕二
設立年月 平成4年6月22日

事業所の概要

□京都ひまわり園（指定訪問介護サービス事業所）

（介護予防（日常生活支援第一号訪問事業）サービス事業所）

事業所の所在地 京都府八幡市八幡清水井 24 番地
電話番号 075-983-8111
管理者 小山 文代
開設年月日 平成12年4月1日
事業実施区域 八幡市

職員体制

職種	配置員数	勤務体制	兼務状況
管理者	1名	日勤 9:00～17:30	常勤兼務：併設ケアハウスの施設長と兼務
サービス提供責任者	1名	日勤 9:00～17:30	常勤兼務：訪問介護職員と兼務
訪問介護職員	2名	日勤 9:00～17:30	常勤兼務：常勤兼務1名、サービス提供責任者と兼務、常勤専従1名
登録職員	4名		

〈配置職員の職種〉

サービス提供責任者…ご利用申込みに係る調整、訪問介護職員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

訪問介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

サービス内容

訪問日時 毎日（24時間）

介護内容 生活援助
(調理、衣類の洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り)

身体介護

(食事介助、排泄介助、入浴介助、外出介助、通院介助)

相談助言

趣味のお手伝い（ペットに世話、草むしりなど）、大掃除、日曜大工、特別な調理（おせち料理など）は行えません。また、ご家族様にかかるサービスは行えません。あらかじめ、ご理解下さい。

料 金

別紙のサービス利用料金表によりお支払い下さい。

事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細書を付して、

翌月15日までに利用者に通知します。

利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します

ご利用の中止について

ご都合によりご利用されない場合は、ご利用の 24 時間前までにご連絡下さい。（ご連絡がない場合はキャンセル料を頂きます。）

当日体調不良などでご利用されない場合も必ずご連絡下さい。ご利用の 24 時間前以降のご連絡の場合はキャンセル料を頂くことになります。キャンセル料は 477 円（税別）になります。

緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は速やかに医師又は家族に連絡を取る等、必要な処置を行います。

事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合、直ちに緊急の処置等を行います。その場において対応できないと判断される場合は、かかりつけ医・協力医療機関に依頼します。また、事故発生後、速やかに都道府県、市町村、ご家族の方に連絡を取り、事故の原因について報告・説明を行い、原因がホームの責任に帰するものについては契約者・代理人と協議の上、信義と誠実に沿った対応をとるものとします。

身体の拘束等

ご入居者またはご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、身体的拘束その他行動制限の必要が生じた場合は、必要最低限のものとし、ご入居者およびご家族にその必要性と期間を説明し、承諾を得て実施するものとします。

個人情報保護

ご利用者またはご利用者の家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

非常災害対策

当センターは非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練をおこなうものとします。

虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)

虐待

虐待防止に関する担当者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 施設長

小山 文代

虐待に関する受付担当者 サービス提供責任者 近藤 由美子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほ

か、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者 施設長 小山 文代

苦情受付担当者 サービス提供責任者 近藤 由美子

苦情・相談窓口 サービス提供責任者 近藤 由美子

☎：075-983-8111（9：00～17：30）

窓口で受け付けた苦情や相談を解決責任者へ報告し、必要に応じて第3者委員会へ報告します。解決責任者はサービス向上委員会等を招集し、苦情や相談に対して誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。当施設で解決できない場合は下記に申し立てをすることができます。

当施設以外に国保連・市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

○ 国民健康保険連合会 介護保険課介護管理係
(☎075-354-9090)

○ 八幡市健康部高齢介護課 地域支援係
(☎075-983-1111)